

第3回多面的機能支払交付金第三者委員会

議事録

1. 日 時 平成27年10月5日（月曜日）13：30～15：35
2. 場 所 農林水産省 第2特別会議室
3. 出席者 配布資料のとおり
4. 議事録

○柵木多面的機能支払推進室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第三者委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、第3回多面的機能支払交付金第三者委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本委員会は公開で行いますが、報道関係者の方のカメラ撮影は冒頭の挨拶の間のみにさせていただきます。

また、資料及び議事録についても、原則公開することになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まずは、開会に当たりまして、末松農村振興局長よりご挨拶申し上げます。

○末松農村振興局長 皆さんこんにちは。8月7日付で農村振興局長を拝命した末松でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただき厚くお礼を申し上げます。また日ごろより、私どもの仕事の関係、さまざまなアドバイスをいただいたりご協力いただいたりしていることにも感謝申し上げたいと思います。

今日、ご審議いただく前に、先月台風18号がございまして、かなりの豪雨被害に遭われた方々がいらっしゃいます。心よりお見舞い申し上げますとともに、復旧などに向けて万全の対策をとってまいります。事業というのは基本的にどれだけ壊れたかを見て、査定して、災害復旧するというのが原則ですが、緊急な場合には、査定前に着工するような仕組みもございまして、臨機応変に対応をしたいと思っております。1つ事例を申しますと、排水機場、これは水を田んぼから出す施設ですが、査定前着工を行い、もう再稼働できているところもあります。災害のときに、どういう対応ができるかというのは日ごろの準備というのが非常に重要だと思っておりますので、これからも普段から努力をしていきたいと思っております。

さて、多面的機能支払交付金は、平成26年度に制度を創設し、本年度からは、法律に基づく制度として実施しております。また、食料・農業・農村計画の基本計画においては、農業の成長産業化を促進する産業政策とともに、車の両輪として進める地域政策に位置づけられておりまして、

農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進していくということにおいて重要な役割を果たしていると考えています。平成26年度は約2万5千組織、約200万ヘクタールの農用地で本交付金を活用した取組が行われております。今後の農業・農村の構造変化が進む中で、本制度を通じて地域の共同活動や地域コミュニティの維持、強化が図られ、地域資源の適切な保全管理がなされるとともに、さまざまな主体が参画した地域活性化の取組につながることも期待しているところでございます。

本日の委員会におきましては、この取組状況の点検や、来年度予定している中間評価の進め方などについてご意見を賜り、本制度の計画的かつ効果的な実施に反映させていきたいと考えております。忌憚のないご意見をいただき、実りある討議をお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 ありがとうございます。

ここで委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まずは、座長を務めていただく中嶋先生でございます。

○中嶋座長 中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 続きまして、天野委員でございます。

○天野委員 天野です。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 続きまして、河野委員でございます。

○河野委員 河野でございます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 続きまして、西郷委員でございます。

○西郷委員 西郷でございます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 続きまして、星野委員でございます。

○星野委員 星野でございます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 続きまして、水谷委員でございます。

○水谷委員 水谷でございます。よろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 最後、鷺谷委員でございます。

○鷺谷委員 鷺谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 事務局側の出席者につきましては、時間の都合上、お手元の出席者一覧をご参照くださいますようお願い申し上げます。

議事を座長にお渡しする前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料一覧をつけておりますが、まずは議事次第、出席者一覧、委員名簿が1枚ずつご

ざいます。次に、資料1として、平成26年度多面的機能支払交付金の取組状況について、資料2、平成26年度多面的機能支払交付金抽出アンケート調査結果、それから資料3、多面的機能支払交付金の施策評価の進め方、そして資料4、多面的機能支払交付金に関する活動地区事例をお配りしています。そのほか、参考として、前回の委員会の資料を一部つけさせていただいているというところです。

もし、不足等がありましたら事務局へお申しつけください。

では、ここから中嶋座長に進行をお願いしたいと思います。中嶋座長、よろしく申し上げます。

○中嶋座長 中嶋でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事次第に沿って進めたいと思います。

まずは議題（1）平成26年度多面的機能支払交付金の取組状況について、資料1及び資料2により事務局からご説明をお願いいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 それでは、資料1、資料2のご説明をさせていただきます。

まず、資料1、資料2の内容について、より理解をいただくために、前回委員会のご説明資料を参考としてお配りさせていただいております。多面的機能支払交付金の概要というものです。

まずは、概要についてご説明をさせていただいた上で資料1、資料2をご説明させていただきたいと思います。

参考資料の1ページをご覧ください。

多面的機能支払交付金につきましては、日本型直接支払の3つの柱の一つとして実施しているところですが、こちらにつきましては、平成25年12月に閣議決定されております農林水産業・地域活力創造プランに、日本型直接支払の創設することを打ち出されたということを背景に実施しているところです。

ここでは、農業を産業として強くしていく産業施策と車の両輪をなす地域施策として多面的機能支払を推進していくことを示しております。

次に、2ページ目になります。

日本型直接支払につきましては、左側の多面的機能支払とあわせて中山間地域等直接支払、それから環境保全型農業直接支払、この3本柱で進めているところです。

左側の多面的機能支払には大きく分けて2つの支払があります。

農地維持支払、こちらにつきましては、農村地域の水路・農道等の地域資源について基礎的な活動を行うというものです。具体的には、水路の泥上げ、農道の草刈り、こういったものの支援を進めております。

それから、もう一つが、資源向上支払になります。

こちらにつきましては、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援するという事で、水路・農道等の軽微な補修、または施設周辺等に植栽を植える景観形成、さらには、施設を長寿命化するための活動、このような活動を支援しているというところです。

昨年度から新しい仕組みとして、多面的機能支払に取り組んでいるところですが、3ページをご覧くださいますと、以前の制度と変わった点があります。左側の交付対象のところを見ていただきたいのですが、農地・水保全管理支払は、地域住民等非農業者を含んだ活動組織を支援しておりましたが、この農地維持支払は、農業者のみの構成で活動組織を作っていたいただいても支援対象になるということで新しく拡充したところです。

それから、5ページ目に入ります。

農地維持支払は、農業者だけで取り組めるという形になりましたが、さらにメニューとしても1つ増やしております。

5ページ目の一番下のところに書かせていただいている②地域資源の適切な保全管理のための推進活動、このメニューを新たに加えております。これは、農村の構造変化に対応して、どのように地域資源を保全していくか、そういった検討を進め体制を強化してもらうために地域で話し合いをしたり研修を実施したりという取組に対して支援するものです。

こちらについては、さらに5カ年をかけて、地域の資源を保全するための構想も作成していただくという内容になっております。

次の、6ページが、その構想検討に向けた取組の内容を示しております。

具体的には、地域の農村の構造改革、構造変化に対応してどのように資源を保全していくか、その目標を立てていただくこと。そして真ん中の段にありますが、具体的に地域ぐるみでどのように取り組んでいくか、その保全する内容について決めていただいて、さらに取り組む方向を示していただく、その上で取組内容を決めていただいて活動を進めていただくというものになっております。それらの活動を通じて、7ページにありますような地域資源保全管理の構想を作成していただくというものです。

もう一つ、8ページ目に入らせていただきますが、新しく追加したメニューに、4番の「資源向上支払の対象活動」として、真ん中にあります③多面的機能の増進を図る活動、これが、それ以前の農地・水保全管理支払に比べ、新しいメニューとして追加になっております。

この内容につきましては、防災・減災の強化とか、あるいは農村環境保全の活動として、それまでやっていた活動にさらにプラス1テーマを実施するとか、そういった取組をすることで、交

付金を単価どおりもらうことができるという仕組みにしています。もし、これに取り組まなかった場合は、単価の6分の5に減額されるという仕組みになっています。

以上、概要についてご説明させていただきました。

こういった内容について、昨年度どのように取り組まれているか、そのデータの整理を資料1でさせていただきます。1ページをご覧ください。

平成25年度までの農地・水保全管理支払から組織数、それから面積ともに大幅に増加しています。一番左が農地維持支払の対象組織数、それから下の段が面積、いずれも大きく上回っています。1.3倍ほど増加の傾向が確認されたところです。

真ん中は、資源向上支払になります。ほぼ同様な傾向で増加しております。

そして、一番右側が資源向上支払の長寿命化の取組です。こちらも増加をしています。

次の2ページをご覧ください。

では、具体的にどのように取り組んでいるのかということで、先ほどの3支払、全てに取り組んでいるところもありますし、2つ選んでいるところもありますし、どういう形で取り組んでいるのかを確認しました。

上のグラフが、支払別の活動組織数の割合になります。一番左の紺色の部分が農地維持支払に加えて、資源向上支払の共同分、さらに長寿命化分、その3つの支払とも活動している組織になります。全体の36%です。

真ん中が、農地維持支払と資源向上の共同分、2つのみをやっている組織になります。こちらが47%、全体でこちらが一番大きなシェアを占めています。中には、12%になりますが農地維持支払のみやっているところ、あるいは農地維持支払と長寿命化だけをやっているのが2%、それから長寿命化だけをやっているところも3%ですがございます。

下のグラフがそれを面積シェアで見たとものになります。面積になると、3支払とも取り組んでいるところのシェアが下がりますが、これは一つの組織で、農地維持、共同、長寿命化を同じ面積で実施しているところがそれほど多くなく、長寿命化はその中の一部を実施しているということがありますので、このように面積別では率が下がっています。

3ページ目に入ります。

続きまして、こちらの取組状況を水田の面積が卓越する田型、それから畑の面積が卓越する畑型、それから草地の面積が卓越する草地型、この3つで比べております。左側が活動組織数の割合になります。右側が活動面積の割合になります。見ていただきますと、3支払とも取り組んでいるのは田型が多いということがわかると思います。

一方、一番下の草地型については、農地維持支払のみ実施しているシェアが高いという特徴がわかります。

続きまして、4ページ目になります。

今度は、施設を対象に、田型、畑型、草地型で違いがあるのか見たものになります。草地型以外は基本的に同じような傾向ですが、ため池を持つところと持たないところがありますので、ため池だけはシェアが低い傾向が見られます。

続きまして、5ページ目、面積規模別の組織数と取組面積を整理させていただいております。

上の段が、組織数を平成25年度の農地・水保全管理支払の共同活動と、平成26年度の農地維持支払とを比較しています。見ていただくと、1活動組織の取組面積が小さな、赤く囲った20ヘクタール未満の活動組織数が大きく伸びていることがわかるかと思えます。

今度は下のグラフになりますが、そちらは面積で見えております。面積シェアですと、200ヘクタール以上、青で着色した部分の組織がシェア的には大きく伸びたということがわかるかと思えます。

次、6ページ目に入らせていただきます。

今度は個別に農地維持支払の傾向について少し深掘りして確認していきます。

まず、ブロック別の取組面積について、どのように増えたかを示しております。左側の上のグラフを見ていただきたいのですが、北海道、東北がかなり大きく伸びています。ただし、下のグラフ、カバー率になりますが、北海道以外に北陸、沖縄が大きく伸びていることがわかるかと思えます。

右側のグラフは、平成25年度、平成26年の地目別で見たものです。下側が面積の総量、上側がそのシェアを示しておりますが、いずれも草地が相当増えたことがわかるかと思えます。

それから、7ページ目になります。

次が、資源向上支払の共同の取組の状況について、同じ形式のグラフをつけております。農地維持支払と傾向はほぼ同じになっています。

続きまして、8ページ目、次は資源向上支払の長寿命化の取組を同じように整理しております。

こちらは、それまでの2つの支払とは少し傾向が異なり、大きく伸びたところは東北になっております。これはカバー率とも伸びております。ただし、平成25年度、平成26年の地目別の傾向を見ると、余り変わっていないことがわかるかと思えます。

次、9ページ目に入らせていただきます。

9ページ目には、組織の広域化の動きを紹介させていただきます。

グラフ左側の下のグラフを見ていただきたいのですが、こちらは、広域活動組織が存在する市町村の平成25年度からの面積の伸びを示しております。下の左から3つは、平成26年に1つの広域活動組織にまとめた市町村になります。これが73市町村あります。そのうち一番左の5万4千ヘクタールは、平成26年度以前から1つの広域活動組織である市町村が、平成25年度に2千2百ヘクタール伸びたということです。そういうところでもさらに周辺の農地を広げて面積が増えていることがわかるかと思います。

次の、右隣のグラフは、平成25年度以前は、複数の組織で取り組んでいたものを、平成26年度に多面的機能支払になってから全域を一つの広域組織にまとめたという市町村になります。こちらも、かなり伸びが大きいです。

そして、3つ目のグラフは、全く取組がなかった市町村が、平成26年度から新たに取組み始め、それも1つの広域活動組織で取組み始めたという市町村の面積になります。

次の右側のものについては、一つにまとめてはいませんが、市町村の中に複数の広域活動組織があるという市町村の面積の伸びです。

あと、一番右側が、広域活動組織とそれ以外の活動組織がある市町村の伸びを示しております。

こういった、傾向を見た上で、右側の図のグラフになりますが、広域活動組織がある市町村とない市町村で、どのくらい伸びが違ったのかをグラフにしました。広域活動組織がある市町村の伸び率が非常に高かったということになります。

10ページ目になります。

広域活動組織の特徴につきまして、もう少し深掘りをさせていただきます。

広域活動組織は、1組織当たりの活動面積が平均793ヘクタールとかなり広い範囲に取り組んでいます。一方、広域を除く活動組織は平均58ヘクタールとなっております。

下側の図に、左側は広域活動組織の組織数、それから面積のシェアを示しております。右が広域を除いた活動組織の組織数、面積のシェアを示しています。両方同じような色合いを使っておりますが、全く単位が違いますので、ご注意をいただけたらと思います。

広域活動組織では、組織数的に一番多いのが200ヘクタールから500ヘクタールの範囲になります。ただ、面積規模毎の組織の、面積を足し上げると一番多いのは5,000ヘクタール以上の組織になります。たった22組織ですが、それで21万2,000ヘクタールを占めています。

右側の広域活動組織以外の活動組織をご覧くださいと、一番シェアが多いのが取組規模20ヘクタールから50ヘクタールの組織、ただし面積的なシェアだと、200ヘクタール以上の組織が一番大きくなります。

あと、11ページ目は、広域か、それ以外かということで、田、畑、草地の区分別に傾向を見たものです。水色が田、オレンジが畑、緑が草地になりますが、農地維持支払、資源向上支払（共同）、長寿命化で見ると、広域活動組織は草地のシェアが大きいことがわかるかと思えます。これは、農地維持支払、資源向上支払の共同ともに同じです。ただし長寿命化は大きな差はないという傾向でございます。

続きまして、12ページになります。

先ほどの3支払をどのように取り組んでいるのか、それが広域活動組織かどうかで違うのかというのを見たものになります。

想定どおり、広域活動組織につきましては、3支払とも実施している組織数が半数以上と、大きなシェアを占めております。

一方、活動範囲の全ての面積を3支払とも実施しているわけではありませんので、面積規模からいくと25%と差があります。

次に、13ページに入らせていただきます。

対象施設については、広域活動組織とそれ以外では、大きな差は見られないという結果になっております。母数は変わりますが、シェアとして見れば大きな変わりはないということです。

その次の下のグラフになります。

こちらにつきましては、対象とする集落数、1つの活動組織がどのぐらいの集落をカバーしているのかというのを見たものです。広域活動組織は、一番多いのが11集落以上になります。1から5集落も多いですが、そちら以上に11集落以上が多くあります。一方で、広域活動組織を除く組織につきましては、その95%が5集落以下という小規模なものになっています。

続きまして、14ページです。

こちらについては、中山間等直接支払との重複状況を示しております。

以前、平成25年度は重複率18%でしたが、平成26年度は26%と大きく伸びています。組織数的に言えば、中四国農政局の管内が一番多く、また面積的に言えば北海道が一番伸びているというところ です。

15ページに入らせていただきます。

今度は、活動組織の多様な参画に視点を当てて整理をさせていただきました。

上のグラフが平成25年度と平成26年度のそれぞれ参加団体の組織数を示しております。両方とも同じ傾向であり、自治会、そして子供会、女性会が高い組織数となっております。

一方、下のグラフですが、こちらは、平成26年度から多面的機能支払のうち農地維持支払は、

農業者のみで実施することが可能になりましたので、それと地域住民の参画も必要な資源向上支払（共同）の組織構成と違いがあるのかどうかを見たものです。見ていただきますと、農地維持支払のほうが各団体の自治会、女性会、子供会ともそれらを含む組織が少ないことがわかりますが、農地維持支払だけ取り組んでいる組織でも、非農業者の方々も含んで活動している組織もあることがわかるかと思えます。

あと、16ページに入らせていただきます。

今度は、先ほどの組織のシェアが活動組織の面積規模で違うのかどうかを見させていただきました。左から順番にオレンジで20ヘクタール未満から順次20～50ヘクタール、50～100、100～200、そして200以上という区分をしたもので、それぞれの活動組織が各種団体を含んでいるか含んでいないかのシェアを見ております。広域活動組織になればなるほど、いろいろな団体が参加し、その割合が高くなっていることが見てとれるかと思えます。

17ページになります。

平成26年度の多面的機能支払から新たに追加した活動項目のご紹介をさせていただきましたが、その活動項目についてどう取り組んでいるのかを整理させていただきました。

まずは、農地維持支払の中にあります農村の構造変化に対応した地域保全の取組についての強化、こちらが地域資源の適切な保全管理のための推進活動になりますが、そちらについて、まずどのような目標を立てているのか見たところ、傾向としては、「地域の中心経営体の育成・確保」、農地集積を図って中心経営体との役割の分担とか、労力の補完を行って、保全管理をしていくという目標を立てている組織が最も多く、全体の49%を占めていたところです。

その次に、集落営農組織の構築、充実を図って、集落を基礎とした農業生産体制の整備とあわせた地域ぐるみの保全管理を図るという目標を立てている組織が多くあります。

このほか、地域外の経営体に集積させるとか、集落間、広域に連携をしていくとか、あるいは地域住民のみならず、地域外の住民も参加いただく、多様な参画・連携型、こういったもの为目标に選んでいる組織もあります。この目標については、1つのみならず、複数設定することができますので、中には中心経営体を選びつつ、多様な参画・連携を選んでいる組織もありました。

次に、下のグラフでは、そういった目標に向けた活動としてどのようなものを実施しているのかを示しています。一番多かったのが、農業者による検討会の開催、地域をどうしていくかという検討を開いているというのが一番多く、全体の58%の組織がその活動を実施しています。そのほか、農業者に対する意向調査とか、農業者による地域の現況調査とか、あるいは地域住民を含めた意見交換、こういったものも取り組んでいることがわかるかと思えます。

それから、18ページ目になります。

こちらにつきましては、新しい活動項目としても一つありました、資源向上支払のうちの多面的機能の増進を図る活動です。最も多かったものは、農村環境保全活動の幅広い展開ということで、平成25年度まで活動項目としてあったものを1つだけ選ぶことで過去やっていたものを2つ選びましたというようなプラスアルファをしたというところが一番多く、全体の43%が実施していました。そのほか多かったのが、農地周りの共同管理ということで、農地周りのやぶなどの伐採等を行っている組織が多かったというものです。こちらも、活動項目は複数選ぶことができます。

参考までに、平成25年度以前も活動項目があった農村環境の保全のための活動について、平成26年度の実施状況を19ページに整理させていただきました。

こちらを見ていただくと、最も多い活動が景観形成・生活環境保全の活動で、特に景観のための植栽、こちらが最も多かったという結果になっております。そのほか定期的な施設の点検、清掃等もこの次に多かったという結果でした。

資料2は、活動組織を600抽出して新しい活動項目についてどのように取り組んでいるか確認したものです。

その中で、実際にどういった効果が発生しているかアンケート調査をしておりますので、その資料についてご説明させていただきます。

9ページまで飛んでいただきたいと思います。

農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」、これは農村地域の構造変化にあわせて、今後、地域の資源を保全していくための検討、体制の強化をしていくというものですが、こちらの取組をしたことによって、どのような効果がありましたかというのを聞いたものです。

最も多かったのが、一番上にあります農地や水路等の維持にかかる担い手、農業者・法人の負担の軽減の促進でした。こちらにつきましては、さらにその効果について、もう既に促進されていて維持しているのか、平成26年度に促進されたのか、あるいは今後促進する見込みがあるのかを聞いております。シェア的に言えば、既に促進されているが17%、促進されたは55%、これら促進されていると回答した組織が多かったという結果です。

そのほか、遊休農地の発生防止とか、地域外の方とも連携して保全管理が進展したというような効果を認識している組織が多かった状況です。

あと、多面的機能の増進を図る活動の実施状況、こちらについて、どのような効果があったか、

調査した結果については15ページになります。15ページのところまで飛んでいただきたいと思えます。

多面的機能の増進の活動によって、地域にどのような変化があったか、アンケート調査した結果、自然環境の保全や景観の形成が最も多く、これは取組自体もこの項目が多かったのですが、そこについては、平成26年度を取組で促進されたところが73%、今後促進する見込みがあるところとところが27%でした。その次に国土の保全や水源のかん養効果になります。

最後、16ページになります。

こちらは、そういった効果を感じたのはどういう理由か、少し掘り下げた質問の回答になります。

例えば、自然環境の保全や景観の形成、その効果が発現したと回答したのは、どういう理由からかという質問に対して、一番多かった回答が景観形成のための植栽の面積が増えたでした。それから悪臭の苦情とかが減りました、などが多かったところです。それ以外も、それぞれ効果の発現について、具体的な理由を確認した結果を示しています。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました内容について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

天野委員が、途中で退席されると伺っておりますので、恐れ入りますが初めにご発言いただけますでしょうか。

○天野委員 今日、大変丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。

私からは、基本的なところの質問1点と、あと若干、感想のようなものを述べさせていただきますと思えます。

資料の1の6ページ以降で、支払別の取組状況で、地域によってカバー率にかなり違いが出てきていると思うんですけども、こちらは、これまでの進捗状況の違いとか、いろいろと事情があると思うんですが、このカバー率の地域による違いというのをどのように分析されているのかをまずお尋ねしたいと思えます。

もう1点ですが、私、感想と申ししたのは、今、座長からもお話がありましたように、途中で申しわけないですけど、退席させていただくものですから、議題の2の施策評価のところまで1点お話というか、述べさせていただきたいのが、この施策評価の進め方の資料を拝見いたしまして、非常に幅広くさまざまなポイントが網羅されているといった感想を持ちまして、私が言う

のも恐縮ですけれども、いい進め方が期待できるのではないかというふうに思っております。

あと、私が言うまでもないですが、1つお願いしたいのは、評価項目が持っている、1つ1つの項目が持っている意味といったものをわかりやすく伝えていっていただきたいということです。それと申しますのも、まさに今日はTPPの大筋合意といった報道もありますけれども、そういった中、今後農業の支援に対する予算、そういったものに対して、厳しい財政事情の中、限られた予算をどう生かすかという観点から、政策効果についてかなり厳しく見られていく傾向が続くと思います。そういった中で、この多面的機能支払の効果、政策効果、それについても相当今後きっちりと見ていただかなければいけない状況になってくると思うんです。そういった中で、こういった多面的に農地の機能を保全するといった政策自体は、すぐに効果があらわれるといった性質のものではないと思いますので、長くしっかりとこの支払についての効果を見ていただくためにも、この政策評価といったものがいかにきっちりと行われているかといったところを広くご理解いただくのが大事だと思いますので、そういった意味で、私、最初に申しあげましたように、それぞれの評価項目が持つ意味といったものを広く伝えていくといったことが大事になってくると思います。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

2番目のご意見は、次の議題にかかるということでございますが、意見は伺ったということで、1つ目のところが質問でございましたので、お答えいただければと思います。

○柵木多面的機能支払推進室長 ブロック別にカバー率、あるいは取組面積が異なるという要因につきましては、まず水田、畑、草地という違いが大きいかと思います。1つは、水田は、地域のまとまりがありますので、非常に取組やすいところが多いと思いますので、畑地が多い地域は、取組が遅れるというか、まとまるのに時間がかかる地域になるかと思います。

そのほか都市近郊と中山間というような地域の違いで、都市近郊については、比較的単独で営農していらっしゃる方が多いところもあるので、ここもまとまるのに時間がかかる。例えば、関東が低いというのは、そういう理由もあると思います。

以上です。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

ご意見もありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方からご意見、ご質問いただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

それでは、河野委員お願いいたします。

○河野委員　ご報告ありがとうございました。

この多面的機能支払に関しましては、それまでの農地・水保全管理支払交付金のときに、制度上使いにくかったところに手を入れて、より使いやすく、広く農業者の皆様、それから地域の皆さんの役に立つようにということで制度変更をして、こういう形になったと思っていまして、先ほどのご報告ですと、取組の数字が伸びているということなので、今回の改正と言いましょいか、制度上の手を加えたことが効果を表したのかなと、受けとめたところです。

それで、質問させていただきたいことは、1点目は、ルールを少し広めにとったことで、取り組む方が増えて、とてもよかったと思うんですけども、逆に、農地維持支払に関しては、農業者の皆さんだけで取り組めるようになったということで、取り組みやすくなった反面、もしかしたら本来地域が持っている、農村が持っているさまざまな資源を地域に住む農業者以外のみんなが、その良さを見出して、それに対して目的を一つにしてみんなで協力して、労働力はみんなで分担し、さらに、こういった形の交付金で原資は保障しますから、自分たちが住んでいる地域を再発見して、素晴らしい景観を含めて保全していこうとしたと思うんですが、農地維持支払で、農業者の方だけになってしまって、そのあたりをどう評価するのかと、わかっている人たちだけの取組は、やりやすいですが、そのことを大きく評価してしまうと、それはどんなものかなというのが一つの疑問点です。

それから、2つ目は、食料・農業・農村の基本計画の中で、先ほどからご紹介いただいているように、産業政策と規定される、いわゆる農業農村整備事業が片方にありますよね。それは、当然のことながら、規模も大きいですし、それから、使われる財源も大きいですし、それに期間的に長期だと思います。それとこれを比較してはいけないというか、車の両輪だというご説明ですけども、多面的機能支払の目的の一つにあるように、農地の集約化に向けて地域の人たちがそれを目標に掲げるというのがこれまでも示されてきているところだと思います。それで、こういう取組をして、地域の実情を地域の人たちが具体的に実感することによって、改めて、もっと広域で長期的な産業基盤としての整備につなげていくというところに行かないと、何となく長期的で大規模な大きな計画と、それから地域の中の資源を見出してコミュニティーでやっっていこうというのが全く違う視点で進められていくというのはもったいないかなと思っているんですが、そのあたりをどう関連性を考えていらっしゃるのかということなんです。

それから3点目は、アンケートですけども、600組織の皆さんを調査対象にして、有効回答584組織ということですが、国から交付金の援助を受けて、計画を立てて取り組んでいらっしゃる

る組織の中で、アンケートに対して回答できなかった理由というのはどんなものがあるのか、ここに載ってこなかった16の組織はどんな事情でアンケートを出さなかったのかということをお教えください。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ご回答をお願いします。

○柵木多面的機能支払推進室長 簡単なほうからお答えします。まずアンケートは、600組織全部上がってきました。これはすごく短期間で5月の連休の直前に2週間ぐらいでやってくださいという強引な調査だったのですが、全部上がってきましたが、実際に1つずつ回答を見ていった中で、内容の整合がとれないものがあって、確認してくださいということをしている間に集計に間に合わず、落とさせていただいたということです。回答は、全組織から上がってきております。

次は、今度、農地維持支払ができ、農業者だけの取組をすることで、それが本当に今後いいのかどうかというご指摘をいただきました。

こちらにつきましては、そのことで取組の広がりがある、面積が増えているのは確かですが、それが今後もずっとその形がいいのかどうか、まさしく中間評価でそれをどう効果が出てきているのか、あるいは課題があるのかというのを整理していきたいと考えております。

○中嶋座長 基盤整備事業等の関係をどう関連させながら進めていくかというようなことかなと私は理解しましたけれども。

恐れ入りますが、もう一度ちょっとコンパクトにご説明いただけますか。

○横井農地資源課長 まず、農地維持支払、これは農業者の方だけでも取り組めるようにという、取組の広がりをお求め、特に畑地とか、草地とか、集落と離れたようなエリア、そういうところはなかなか取り組み難いという声があったのを踏まえつつ、基礎的な活動はやっていただきたいということで制度をつくった、まさにお話のあったとおりでございます。資料1の2ページを見ていただくと、面積ベースなり組織ベースで見ても、1階、2階、3階構造になっていて、中段のところ、1段下が農地維持支払で真ん中が地域住民の参加を得た資源向上支払ということで、実に9割ぐらいのところまでは農地維持支払に加えて、そういう地域住民も含めた活動という展開がされております。そういう結果になって、実は我々は当初、もっと農地維持支払は進むけれども、資源向上支払の共同活動、地域住民を含めた活動は余り進まないんじゃないかという見通しを若干持っていたところですけども、結果的には、全体の9割ぐらいは地域住民も巻き込んだ組織をつくって活動を展開されているので、農業者だけの取組にとどまらず、広い取組がある形で活用していただいているなと思っていますし、さらに、その後の展開とすれば、地域住民も含

めた、委員のおっしゃったような取組にさらにレベルが上がっていく、取組の輪を広げていくという方向が重要だと思います。そういう目で、ひとつおもしろいのは、その後のほうに、広域活動組織の12ページのところを見ていただくと、12ページにまた組織の取組の状況ということで、左側に活動組織数の割合で、上段は広域活動組織、下側が広域を除くとなっていますが、広域の組織を見ていただくと、農地維持支払だけやっているのが4%ということで値が小さく、多分、広域という形で、中山間とか、集落の規模が小さいところで、うまくいかないところを広域的な連携の中で、その他の団体も含めた活動組織という形に広がっていくのが動きとして見られるのではと思っています。もっと分析する必要があると思いますけれども、単体で狭いエリアで取り組むところが集落間で連携をする、もしくは地域としてまとまりがある中で資源の保全管理を図っていくという形をとることによって、委員の言ったような方向の誘導とか、そういうものがありあるのではないのかなと思っています。そういう点をもう少し分析をしながら、例えば政策誘導をするときに、どういう観点に考慮したらいいのかということを考えていく必要があると思います。

あと、もう1点、農業農村整備事業との関係について。

○室本農村振興局次長 集積・集約における基盤整備と、基盤整備と申し上げているのは、さっき河野委員がおっしゃった非常に効果投資も大きいほ場整備などの場合、それとこの多面的機能支払の関係でございますが、ほ場整備をやるときに、農地を担い手に集積・集約をしようということで、大体地域の8割以上の集積・集約を目指すという要件をかけております。それは中心経営体に地域で話し合いをやっていただいて集積を図るということを前提に事業をやるということですが、一方で、担い手に農地がシフトされれば、担い手の農地周りの草刈り、そういったものを誰がやっていくかと、担い手一人だけでは当然できませんので、そういったところを多面的機能支払でしっかり地域で話し合いを行っていただいて、地域の方々、小規模農業者の方々が担うということで一定の担保を得て、それでほ場整備が進んでいくと、お互いの施策を融合させながら進めているということでございますので、決して、それぞれ分離してやっているわけではなく、そういう意味で地域政策と産業政策であるほ場整備、競争力強化、これを車の両輪でやっていくという政策的なつながりを持たせております。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方からご発言いただきたいんですが。

西郷委員お願いいたします。

○西郷委員 ご説明ありがとうございました。

とてもわかりやすかったですけれども、1点、質問は、資料2のアンケート調査の2ページ、3ページですけれども、私自身は、どういう組織主体があるのかということと、その人たちがどのくらいのエリアで活動しているかというのが大切じゃないかということを思っていて、発言もさせていただいていますが、この中心経営型とか、集落ぐるみ型というのは、これだけではよくわからなく、私たちが知っているのは、農協とか、自治会とか、それから生産者が独自につくっている株式会社とか、それからNPO、そういう観点で事例地区が出ているので、それとの関係で、これは何を指しているのかというのを教えていただきたいというのが第1点目です。

それで、その次にヘクタールで単位が出ていますが、これは農地の面積を言っているということでもよろしいですか。集落と農地とありますけれども、もちろん集落が20ヘクタールあるということはないんでしょうけれども、私自身は集落の単位と農地の単位というのはちょっと関心があるので、その関係がわかれば教えていただきたい、2点でございます。

○中嶋座長 では、よろしくをお願いします。

○柵木多面的機能支払推進室長 では、先に簡単な方から。

20ヘクタール未満、それから20～50とか、この単位は、1活動組織がカバーしている農用地面積です。活動組織の規模と見ていただければいいかと思います。

中心経営体型というのは、もともと人・農地プランということで、地域の農業をどうしていくかプランをつくっておきまして、そこで農業を担っていく人を中心経営体というキーワードを使っておきまして、こちらにつきましては、いわゆる農業の担い手と見ていただけたらと思います。

○西郷委員 組織形態は。

○柵木多面的機能支払推進室長 組織形態はさまざまです、場合によっては、法人になっている組織もあります。

○西郷委員 法人というのはどういう法人。

○柵木多面的機能支払推進室長 農業生産法人とか、あるいは認定農業者とか、そういう方々になります。

一方、先ほどNPO法人とか、農業者でない方々につきましては、中心経営体というキーワードではなくて、多様な参画連携型と書いてあります。これは、NPO法人等、農業者でない方々の力をお借りして、地域資源を保全していくという目標になっております。

あと、集落ぐるみ型と書いてあるのは集落営農組織の構築というキーワードになりますが、先ほどの中心経営体のような、法人とか、あるいは認定農業者ではなく、集落がみんなで営農を行う、集落営農に取り組んでいる組織がありますが、それがもっと強い形になるように集落営農組

織を、法人化なども含めて地域ぐるみで取り組むところになります。

○西郷委員 法人化されているのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 いえ、まだ法人化されてない集落営農組織が、法人化などに組みましようというものです。

○西郷委員 集落ぐるみは法人化されてないのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 まだされてなくて、そういう目標を立てていただいているというのが2つ目になります。

よろしかったでしょうか。

○西郷委員 3番目は。

○柵木多面的機能支払推進室長 3番目は、活動組織の中にはもう担い手がいないということで、隣の集落、あるいはもっと先の集落から来てもらって、自分たちの農地で営農してもらおうという取組が地域外経営体連携型というものになります。

○西郷委員 具体的にはどういうことですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 具体的には、例えば、先ほど20ヘクタール未満のような活動組織であれば、自分たちで全部を一つの経営体がやったとしても20ヘクタールしかないため、そこには担い手がいない可能性があります。

○西郷委員 法人化されているのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 いえ、法人化されていません。

○西郷委員 自分たちも法人化されていないので、外から来る人たちには個人的に来られる。

○柵木多面的機能支払推進室長 例えば、二種兼業、三種兼業で細々とした農業を行っている場合は、その農地を隣の集落、あるいはもっと先の集落の経営体の人たちに営農してもらおうと、そちらに集積してもらおうという目標になります。自分たちの組織には担い手はいないけれども、周辺の地域の方に、その農地を担っていただくということで進めようというのが地域外経営体連携型になります。

あとは集落間、広域連携というのは、隣の集落と一緒にあって取り組むという形になりますので、その中間ぐらいの形、そういうような目標を立てていらっしゃるということになります。

○西郷委員 具体的には、NPOとか、町内会とか、それから農協とか、そういう組織はこの中には入ってこないのですか。

○柵木多面的機能支払推進室長 営農そのものには入ってこないですが、保全管理の協力をしていただくということになってくることになります。例えば最初の中心経営体型では、中心

経営体が営農するという役割を担うが、地域資源の保全管理については、農協が手伝ったり、あるいはNPO法人が手伝ったりという形になります。NPOとか、町内会とかはいずれの目標にも入ってくるのですが、この型は農業経営を強調した書き方をしております。

○横井農地資源課長 概念と言うか、組織に対する解説が異なっているところを説明が足りなかったので補足させていただきますと、資料2の中心経営体型、集落ぐるみ型と書いてございますのは、詳細な説明が資料1の17ページを見ていただきますと、左側に表形式で、「構造変化に対応した保全管理の目標」ということで書いてございます。農業農村には、強い農業づくりということで、担い手に農地を集積・集団化していこうと、ある意味少ない限られた担い手に農地を集めていこう動きがあります。それと、もう1つ、農村に起きている動きで特筆すべき、過疎化とか高齢化とか、農業そのもののシェアというカウエートが小さくなっていくというのがあります。こういう農村で起きている変化、今後見込まれる変化に対して、今までは、地域みんなが参加して、ある程度同じような意識で水路とか農道とか管理をしていきましたとやってきたわけですが、これがだんだん崩れてきて、地域でできなければ行政コストという形で行政に負担がかかってくるとか、もしくは放置されるとかということが起こり得る。そうなったときに、どうしていこうか、どうやって守っていこうかというのが17ページの保全管理の目標ということです。上の3つのタイプ、中心経営体、集約ぐるみ、地域外経営体連携型、地域の農業を担う方々の姿がどう変わっていくのか、これに対応して、これから農業をリタイヤしていく人ですとか、もう集落からどこかに行ってしまう人とかも出てきますので、そういう中で、どういう方向性、どういう農業の展開の変化の中で資源の保全管理をしようかというのを、例えば中心経営体に農地が集約される、もしくは集落営農みたいな形で集落ぐるみでやる場合にどうするかとか、集落には担い手がなくてほかのところから来てやってもらおうと、ほかの農業者の人に農地を預けてやっていただくという場合、どういう関係を持ってやっていくのか、というのが上の3つでございまして、下のあと2つは、もう地域集落だけでは無理だから、隣の集落、さらに広い広がりで行ってはどうか、さらにそういうところにも人を見出せない、さらには地域住民をもっと広めて多様な参画連携をしていかなければいけないのではないかと、これらを複数選択していただくんですけども、地域資源をどうしていくのかという観点で農業と絡めて、地域で意識を持ってもらうために目標をつくっていただいているところでございます。これがどうなっていくのかというのはしっかり見ていく必要がありますが、その中で、地域資源を保全管理するために、どういう組織が実際にできているのかというのをもっと分析しなきゃいけないと思いますけれども、その前の16ページのところに、いろいろな団体が出て、参画していますということが示されていますが、

規模ベースでわかりにくいですが、西郷委員の言ったような自治会を始め女性会、子供会とか、いろいろな組織が入りながら、活動組織をつくり、保全管理をしていただいています。この辺、全体的なマクロの数字という状況は見てとれますが、実態どういう形で組織が育っているのかというのを見ていくという観点では、西郷委員はそういうところに一体どういう形の組織が地元で活動しているのか、どういう主体なのかということをお聞きしたいのだらうと思いますので、その辺は、どういう工夫をしたら評価できるかというのはいろいろな問題があるかもしれませんが、今後アンケートとか、そういうものを取りながら、地域の組織なり、地域を保全していく主体がどういうふうな形でつくられているのか、こういうところも検討していくことが必要だらうと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○西郷委員 農村コミュニティがしっかりできてくる中で、環境が維持されて、環境が維持されることで結果としては生産性も上がり、農業の発展につながるのではないかと仮説がずっと全体に通してあるかと思っておりますので、そういう主体なり、地域が、もう少し明らかになるとよりわかるかと思って、よろしくをお願いします。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から何かご質問、よろしいですか。

鷺谷委員、お願いいたします。

○鷺谷委員 法律で保障されたものになってから発展しているのだとは思いますが、制度が一般国民の視点で見るとやはり相当複雑で、成果に関して、ご説明いただいて、すぐに理解できる人はかなり少ない、私もこのことにはずっといろいろな形で、時にこういうお話を聞かせていただいて、まだ一般国民よりはわかっているつもりですが、すぐに全体像をどんな成果がどういうふうに生じていって、今後どこをどうすればどう発展していきそうかまで理解するのは難しかったです。

それで、当事者、当事者というのは政策をつくって実行にかかわる人とか、制度を直接受益する方たちにとってはもう既にわかりやすい制度になっているのかもしれませんが、一般国民に、成果についてアピールするに当たっては、まだまだ工夫が必要なのかなと感じました。

それで、どうしたらいいかと私なりに考えたことを申し上げますが、もう1つ気になったのは、アンケートの結果、棒グラフを出してご説明をされましたが、数字の扱いは注意が必要と感じました。このカテゴリーとこのカテゴリーは違いますとか、増えたとか、減ったとかいう説明がありました。統計的な扱いなしにカテゴリーの違いというのを主張するのは難しいんですね。もちろん、大幅に数字が変わっていて、もう明らかに取組はこれだけ広がっていますと言えるもの

があると思いますが、ドンダリの背比べに近い中で、これが多いとか少ないとかいうのは、データを正確につかめてないかもしれないので、その辺の表現の仕方は注意したほうがいい、わずかな棒グラフの高さの違いについては言及を避けたほうがいいと思います。統計解析とかした上で、優位に違いがあるので伸びましたとか、そういう言い方だったらいいと思いますが、時間がかかったので、はしょって説明されたと思いますが、その点を国民は気にしないでしょうが、研究者は若干気にするのではないかと思います。

それで、わかりやすくするための一つの方針になるかと思うのは、国民全体が享受できる、割合直接的に国民全体が享受できる利益と、それ以外というのを明確に分けて取り扱ったほうがいいのではないかと思います。

といいますのは、前者のほうは広範な国民にとって自分の事、関心事なので理解しやすいのではないかと思うからです。この支払自体が、農業・農村が多面的機能を有することで利益を国民全体が享受できるというところが出発点ですから、その面からの説明責任をしっかりと果たしていくということが重要と感じます。それぞれ項目に分けて、それは政策をつくるお立場からの分類がなされていると思いますが、その中にも主に地域の方たちが享受できる利益、もちろんそれを通じて間接的、あるいは何段階か後には国民の利益になるものも入っていますし、もっと直接的に、例えば生物多様性の保全とか、より広域的な防災や減災に役に立つというのは、もうその場で国民の利益になることですので、国民に説明するときは、そのあたりの具体的なことを説明したほうが自分たちにとっても意味のあるものだということが理解しやすくなると思います。誰が、直接受益者になるかというようなあたりを整理しながら説明されたほうが、政策の内部にある方たちの間では、こういう説明でいいかもしれないですが、私は、内部というより外にはみ出しているところから見ていると、そういう説明をしていただいたほうが、とてもいい政策だとは思いますが、より応援したくなりますので、それを考えていただくといいのではないかと思います。

あと、先に進んでから議論してもいいことなのかもしれませんが、やっぱり端的に数字では、わかりにくいところがたくさんあるので、質的にすばらしい取組とかを充実して、モデルになるような、そういうものも説明があって、それを抽出するときにしても、政策の内部者の視点だけじゃなくて、外の視点も入れながら取り上げるのが、この後事例も出てくるようですが、いいのではないかと感じました。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

今、伺った意見は実は次の議題に大きくかかわっていると思いますので、お時間の関係もあり

ますので、そのときまとめてご回答というか、コメントを事務局からいただきたいと思います。

それでは、天野委員からも先ほど丁寧に説明するよというご意見がありました。それとも通じるものもごございますし、西郷委員からも資料をつくるに当たって少し注意すべきこともご指摘があったと思いますので、一般国民にわかるような資料づくりに心がけていただければと意見を伺って感じました。

それでは、水谷委員と星野委員、申しわけありません、短めにコメントをいただければと思います。

○水谷委員 それでは、2点お伺いしたいと思います。最初の、参考資料の説明の中で、地域資源保全管理構想をつくる話がありました。私も、こういう仕組みがあるということは今この場で確認したのですが、これは農地維持支払の組織のみを対象としているように伺いましたが、なぜ資源向上支払（共同）も入れないのか。つまり、保全管理構想というのは、いわゆる公益的機能も含んでいるわけです。ですから、そういうことに貢献するような形の構想、計画ですので、外部に対するアピールという点でも、あるいは内部で計画的にどう進めていくかという点でも、やはりこれは資源向上支払の取組も含めてやっていくものじゃないかというのを非常に強く感じました。どうお考えなのか、それが1つめ。

2番目が、今回の新しい政策として広域活動組織が広がったわけです。私、前々から非常に気になっているのは、いわゆる土地改良区の仕事と、この資源保全管理関係の仕事の重複ですとか、あるいはその効果ですとか、相乗効果があるのかとか、そういう点です。本来の法律的な観点から言えば、土地改良区は土地改良区独自の維持管理の仕事があるんですね。そして、多面的機能支払では、こちらで独自の動きがある。しかし、どうも様子を見ていくと、農水省さんとしては、この土地改良区の仕事は補完したり代替したりすることも期待しているようなことも感じます。そのあたり、補完したり代替したりすることを進める立場なのか、あるいはそれはそれとして分担をするようなことをやはり強く維持していくのか、そのあたりがわからなかったもので、その点もお伺いしたい。この2点です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

もし、星野先生があれば、続けてお話しいただければと思います。

○星野委員 私の質問は簡単なものでございます。

資料1番の12ページのところに、農地維持支払に対する棒グラフが出ておりますけれども、今回の新しい制度改革によりまして、農業者のみで構成される活動組織があるということですが、この図で言いますと、緑色の部分が全てそれに該当するものと理解してよろしいでしょうか。農

業者のみで構成される活動組織が許されるということだったので、これに該当するのは実際のところどれぐらいでしょうか。関連するところとしましては、資料1の2ページ目に出ておりますので、この農地維持支払のみという部分がそれに該当するのかなと思ったので、そういう理解でよろしゅうございますか。

○横井農地資源課長 今、この例えば、2ページの緑のところ、ここは農地維持支払のみの支援を受けている組織になるわけですがけれども、イコール農業者のみで構成される組織なのかということだと思います。そこまで分析をきちんとできていないと私は思っております。ですので、さっき西郷委員からありましたけれども、組織としての整理、確認と分析を、もう少しする必要があると思っています。

と申しますのは、自治体等が入って、地域住民も含めた組織をつくっていたとしても、もしかしたら自治体によっては、まず農地維持支払のみ活動をしていると、いわゆる景観形成とかそういう環境活動まで踏み込んだところに行かないけれども、地域住民を交えて、水路とか農道等の基礎的な管理をやっている、これは現実にあると思います。そういう組織がこの中に含まれているかと思しますので、そこはもう少し分析をする余地があるだろうと思います。ですので、これがイコールであるということについてはお答えを留保させていただいて、また改めてお答えさせていただきたいと思えます。

○中嶋座長 資料1の15、16あたりに農地維持に取り組む組織にどのようなものがあるかというのが書いてあって、結構自治会、女性会、子供会が多いというのは先ほどもお話ありましたし、ぱっと見ると農業者の部分は逆に割合としては小さく見えるんですよ。となれば、きっと一緒にやっているのではと思いました。

○柵木多面的機能支払推進室長 農地維持だけをやっている組織は、先ほどの全体の組織数で言えば12%になりますが、15ページにありますように、そのうちの19%は自治会が入っています。先ほど12ページのグラフの緑の部分は農業者だけでもできますが、実際に農業者だけの組織の割合については、クロス集計しないと数字は出てこないですが、少なくとも20%程度の組織には、農業者だけでなく自治会等も入っています。

○中嶋座長 ほかの委員の方からも、農業者のみで農地維持を進めてしまうのが増えるのではないかということについて、やや懸念と言いましょうか、動向について関心をお持ちですので、今の数字については、きちんと抽出して、お示しいただければと思いました。

それでは、水谷委員からのご質問についてお答えいただければと思えますがいかがでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 委員からのご指摘の地域資源保全管理構想は、これは農地維持

支払の中のメニューではございますが、内容については、5年間かけて検討した中で、どうやって次に向けた管理をやっていくかの構想ですので、その中には資源向上支払の共同部分をもちろん入っても構わないこととなります。ただ共同の活動を実施していない組織もありますので、どうするかは地域の方で考えていただくこととなります。

○水谷委員 資源向上支払(共同)の構想は義務づけてないわけですね。

○柵木多面的機能支払推進室長 そうです。

○横井農地資源課長 補足させていただきますと、この支払の構造としては、やはり農地維持支払という基礎的な取組をやっていただいて、その上にもう少しレベルの高い地域住民も含めたとは言っていますけれども、環境保全とか軽微な補修までの活動、さらには地域によっては自分たちの手で長寿命化の活動までやっていただくという、三層構造で発展的な支払として考えております。ですので、この地域保全管理構想というのをやってくださいという支援の内容に農地維持支払だから入れておりますけれども、当然、例えば数は少ないですが、資源向上支払だけやっているようなところも当然農地維持支払としての活動をやっていただくという前提にありますので、地域資源をどうしていくのか、この保全構想というのを作成していただいて、これは5年かけてつくるというよりも5年の区切りで支払をやっておりますので、5年後にその次どうしていくのかという姿を地域できちんと確認をし合って、次にどうやっていくのかということ、やっぱりそれぞれ意識を共有してもらうためのものがございます。我々の考えとしては、メニューのような形でご説明をし、ここに入っているようにお話をしておりますが、あくまで支払は1階、2階、3階があってという組み立てがあって、ですので、同じくこういう保全管理構想というものを確認しながら次に進んでいただくというのが思想でございます。

それと、もう1点、広域活動組織と土地改良区の関係でございますけれども、土地改良区には、大きなものから小さなものまでいろいろなものがございます。小さく、本当にほ場整備単位でやっている集落単位のものもございます。そういうところは非常に脆弱になっていて、そういうところでは、逆に活動組織みたいなものが地域住民も含めながら、組織体として活動していくということも期待されると思っておりますが、大きく言えば、やはり土地改良区と活動組織が、きちんと役割分担をしながら、基幹的なものは土地改良区がやりつつ、末端のところを活動組織が担っていく、そういうことは基本にあると思います。ただし、やはり土地改良区というのは、ある意味組織という限界がございますので、多面的機能支払の活動組織みたいなものとは、例えば土地改良区と一緒に活動を行うことによって、相乗的な効果を出していく、地域住民も含めた土地改良施設の維持管理とか、そういう相乗的な形で効果を出していくということも期待されているとこ

ろでございます。そういう取組をやっている事例もありますので、どう発展させていったらいいのかというのは、またご意見をいただきながらだと思いますけれども、今は、どちらの方向にも効果があるだろうと思っております。

○中嶋座長 ありがとうございます。

それでは、1つ目の議題につきましては、この辺までとさせていただきたいと思います。もし、何かございましたら、後の議題のときにもご発言、ご指摘いただければと思います。

それでは、続きまして、議題の2、多面的機能支払交付金の施策評価の進め方、資料3により、事務局からご説明いただきます。

○柵木多面的機能支払推進室長 では、資料3のご説明をさせていただきます。

資料3をおめくりいただきまして、1ページから5ページまでは前回の委員会の資料をつけさせていただいております。評価の進め方ということで、制度が昨年度から始まり、5カ年の間に途中、来年度末から中間評価の取りまとめをして、施策に反映していくという流れを示させていただいているところです。

施策の目的から3ページにありますように、評価の視点ということで、大きく分けて5つの項目で評価していくということでご説明させていただいております。

1つが、地域資源の保全管理、そして2つ目が環境保全向上、3つ目が、農業用施設の機能増進、4つ目が、これらの活動を通じて農村地域全体が活性化するという視点、さらには構造改革の後押し等地域農業への貢献、これら5つの視点で評価をしていくことで、前回の委員会ではご了解いただいたというところです。

あと、4ページ、5ページ目は、細かく具体的にどう評価していくか。例えば4ページ目にありますような地域資源の保全管理、そのうちの農地保全の管理については、遊休農地の発生防止、抑制が図られているかどうかなどを評価をしていくことを整理をさせていただいたところです。

今回は、6ページ目からご説明をさせていただきます。

先ほどの基本的な評価の視点から、具体的にどのような形で評価をしていくか少し深掘して検討しました。

まず、最初にそれらの評価の視点を具体的にどう調査していくかというところです。基本的な考え方として、調査の方法については、既存のデータを活用して調査を行うもの。それにプラス今回、中間評価に向けた補足の調査をするもの、大きく分けて2つの方法で調査を行うことを考えております。具体的には、基本調査では、既存のデータである、各活動組織が毎年報告する実績報告書、具体的に何をしているか記載されており、先ほど資料1でご説明させていただいたも

のがそのデータになりますが、そういったものを利用して評価します。

それから、後でご説明しますが、活動組織に対し、何をしているかだけではなくて、それがどんな効果を生み出しているか、自己評価をしてもらうことを考えております。

それから、もう一つが統計データ、こういったものから分析していきたいと思っております。

補足調査につきましては、それらのデータだけでは得られないもの、それを2万5千組織から抽出して、何組織かにアンケート調査を実施したり、あるいは事例で整理をしたりしていきたいと思っております。

7ページ目に入らせていただきます。

先ほど活動組織の自己評価について申し上げましたが、その仕組みを整理させていただきました。

その目的につきましては、この中間評価だけではなく、活動組織が自分たちの活動、それが目標どおりに進んでいるのか、またその効果がどうでているのか自ら評価していただくことで、その結果をもって翌年度の活動に活かしてもらい、それにより効果的、効率的な活動にしてもらうことを趣旨に行うことを考えております。ただ、自分たちだけで評価しているのでは思い込みもあるかもしれませんので、市町村がフォローし、その評価に対して、市町村なりの評価をして必要に応じて指導、あるいは助言をする仕組みをつくることを考えております。

全ての項目において評価をしていくのは難しいので、新たに追加したメニューであります農地維持支払の「農村の構造変化に対応した保全管理の目標」について、どう取り組んでいるのか、達成状況はどうなっているのか、あるいは取組によってどう地域が変わってきているのか、そういうところを評価いただこうと思っております。

もう一つ新たなメニューである多面的機能の増進を図る活動についても、その効果、防災・減災、さらに各種の多様な活動項目の評価をやっていただこうと考えております。

その結果は、中間評価に活かしたいと考えております。

具体的には、その評価につきましては、市町村で評価、指導していただいたものを、まとめて都道府県にご報告いただいて、さらに都道府県から国にという流れでデータをいただこうと思っております。

8ページ目は、そういった基本的な考え方を踏まえて、各視点の調査項目について、どのような調査を行っていくかという整理をしたものになります。

例えば、地域資源の保全管理のうちの農地の保全管理、これは先ほどお話しさせていただきましたが、遊休農地の発生防止、抑制効果、こういったものを評価していきますが、それは、実績

報告書、統計データを活用して評価していきたいと考えております。そのほか、いろいろと項目を挙げておりますが、それぞれ実績報告で得られるものと、さらにそれでは足りない部分はアンケート調査を実施する、さらには自己評価を活用する、統計データを活用する、事例的にもう少し深掘りして調査をする、そういったものを項目ごとに、適正を見て整理をさせていただいたのが8ページ、9ページになります。

最後、10ページ目に、中間評価の流れについて整理をさせていただきました。

評価の体制ということで、先ほどの活動組織が自己評価をすることや、活動実績を報告する、そういったデータをもとに市町村がまず評価をして、その上で、そのデータを都道府県が、都道府県全域を見ながら評価をしていくこと、その結果を踏まえて、国の第三者委員会が全体を評価していきたいと考えております。

あと、事例につきましては、今回も資料4でつけさせていただいておりますので、お時間がありませんでしたらそのところもご説明させていただきます。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

この施策評価につきましては、資料3の1ページ目にある流れでございますが、具体的な手法、手段については、後半部分でご説明いただいた部分ということでございます。

それでは、前半部分は、前回もご説明いただきお目を通していただいているわけでございますが、先ほど鷺谷委員からもご意見もありましたので、そこも含めて、ご意見を幅広くちょうだいできればと思っております。

それでは、どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見をいただければと思います。

それでは、鷺谷委員、お願いいたします。

○鷺谷委員 個別のマイナーなことで、フィールドに行くので、全国いろいろな田舎に行きますが、それで最近気がついていることと関連するのですが、農地の保全管理のうちの3というところに、営農環境の改善とともに遊休農地の活用というところがございます。それで、今増えているのは、ソーラーパネルをたくさん置いた、遊休農地なのか農地なのか、そういうところだと思います。ちょうどいい日影になるので、そこに日影に適した作物を栽培するという動向も、国際的にはかなり出てきていると思いますが、日本で見る限り、ソーラーパネルだけが裸地の上にあるところが多く、もしかしたらどこかの地域で、ちょうどいい日影を利用した栽培も含めて、農地として利用しながら付加的にエネルギーもつくっているというところがあるかもしれないですが、なかなかそういう場を見る機会がなくて、ソーラーパネルだけがいっぱい増えているような

印象がありますけれども、そういうようなことをアンケートで評価する、これは非常に簡単で空中写真を見ればそういう形の遊休農地の利用がどのぐらい広がっているか量的にすぐ把握できると思いますが、こういうものに関してもアンケート、客観的なデータをとろうと思えば非常に簡単にとれるようなものに関してもアンケート評価になるのでしょうか。今、1番遊休農地で変化が大きいところはそこだと思いますし、空から写真を撮れば、そのほかの農地の状況というものもある程度把握はできると、そういう手法は全く考えていらっしゃらないのでしょうかというのが質問の一つです。

○中嶋座長 答えていただければと思います。

○柵木多面的機能支払推進室長 今、遊休農地の利用につきましては、一般的に景観作物を栽培したり、環境の教育のために使ったりというのが多いのですが、先ほど鷺谷委員のお話しされておりますソーラーパネルの設置については、特段の調査、これまで十分できていないので、次の評価に向けてそういった視点も生かしていきたいと思います。

○中嶋座長 その場合、8ページの整理表によれば、統計資料というところになるのでしょうか。それは、既存の何か統計ではなく、特別な調査をかけたほうが逆に正確に把握できるのではないかというご指摘のようにも聞こえましたけれども。

○鷺谷委員 市町村がデータを持っていらっしゃらないでしょうかね。

○中嶋座長 許可の話も出ましたね。

○柵木多面的機能支払推進室長 転用とか利用の許可で把握できるかどうかちょっと調べさせていただいた上で、厳しい場合にアンケート等と考えさせていただきたいと思います。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

○鷺谷委員 はい。

○中嶋座長 それでは、ほかの委員いかがでございましょうか。

それでは、水谷委員お願いします。

○水谷委員 中間評価、あるいは評価を全国的にやるというのは大事だと思いますし、ぜひ適切な評価方法で進めたいと思います。そこで第1点は、この中で農村環境の保全向上という項目がございます。いろいろな取組があるかと思いますが、例えば栃木県では、今、生態系保全型の工法を各活動組織がいろいろな形で取組みましょう、ということを奨励しています。パンフレットをつくりまして、例えば水路魚道、水田魚道、水路のふたかけ、井桁水路、隠れ場確保とか、ビオトープ設置など活動組織が参考となる事例をまとめました。また、協議会も技術的な支援を進める体制をつくっているわけです。さらに、そうした取組みの結果どんな効果があ

ったか生き物調査で確認してもらおう。そんな取組が、この中間評価のアンケートでどのようにフォローされるのかなかなか読みにくい。こうしたことは各県の協議会で独自にアンケートをとればいいかなという考え方もあるかと思いますが、少し目に見える形として情報収集をしていただけると大変いいんじゃないか、これが第1点です。

第2点は、これは少しここで議論するのはふさわしくないかもしれませんが、今言ったことと多少関係します。実は、資源向上の共同活動は、これも非常に大事なんですが、プラス環境保全型農業の直払、これと実はかなりリンクしている話なんです、現場では。どういうことかという、例えば水田魚道をつくるというのは、個々の営農者が設置するわけですが、その田んぼというのは、環境保全型の農業をやっているのとそうじゃないのとでは、効果の発現の仕方は、多分違うでしょう。つまり、この資源向上支払と環境保全型農業直払との総合的な結合効果みたいな話ですね。現場では生まれているわけですし、農水省として事例を集める必要がある。事例を集めることで結合効果をアナウンスするというのも大事かと思えます。

以上、2点です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 栃木県で取り組まれている生態系保全の対策がどのように行われているか、またそれによって生き物がどう変わっているかのデータについては、ぜひとも我々の評価の中で活用させていただきたいと思いますが、これを全国にやるとなると、厳しいかなと思いますので、活用させていただく方向で進めさせていただければと思います。

それから、先ほどの環境保全型農業直接支払とのリンクにつきましては、今回、事例の中にもそういうところが見られていまして、例えば資料4に事例を入れさせていただいておりますが、その中の5ページに、宮前ため池協議会という兵庫県加古川市の取組を入れさせていただいております。そこでは、活動を通じて、地域の農地の集約を図ったり、さらには資料の左側のほうの構成団体と連携したさまざまな活動の中の2つ目の丸で農業を軸としたさまざまな活動というのを入れさせていただきますが、そこにも書いておりますように、本制度に取り組むことで、減農薬、有機農業に農産物をブランド化を目指すという、そういう取組が地域に広がってやっているというような、こんな事例も出ておりますので、もともと一緒になってやっていたところからスタートしていますので、今回また法律で一緒になりましたので、そういう点も視点に今後評価の中にアンケート等を含めていきたいと思えます。

○水谷委員 ぜひ。

○中嶋座長 ありがとうございます。

今のお話は非常に重要なことだと思うんですが、それが例外的な事例なのか、それともかなり広く取り組まれているのか、数量的に把握するのはなかなか難しいことは私もわかりますけれども、最終的な評価、それから将来の制度設計も含めて、非常に大きな示唆を与える結果になるんじゃないかと思えますので、少し検討していただいて、どのぐらいの幅広の調査ができるのかどうかというのも考えていただければと思いました。

それでは、ほかの委員いかがでございましょうか。

順番に行く形になりましたが、星野委員お願いいたします。

○星野委員 調査の件ですが、活動組織の自己評価のウエイトがかなり高い気がするんですが、この活動組織の自己評価で、当事者はよかったねということになるんでしょうけれども、国民も納得させる根拠としては弱い気がしております。これ前回も少し議論がありましたよね。技術的な評価も必要でしょう、あるいは新たな経済的な評価もありますよというような、そういう議論が前回もあったと思うんですけれども、そのあたりの取組をどれぐらい含められるかということ、情報をいただけたらと思うんですけれども。

○柵木多面的機能支払推進室長 ありがとうございます。

先ほども地域に偏った評価ではなくて、国民に対しての効果の評価という視点が大事だということで、鷲谷先生にお話しいただきましたが、非常にそういうことがとても大事だという認識は持っているところですが、それをどう数値評価の形にするかというのを、アドバイスをいただきながら考えていきたいと思えます。先ほど星野先生からもおっしゃられたものを自己評価ではなくちゃんと国民が納得するような評価の手法を考えてはどうかということですので、いろいろアドバイスいただきながら考えを深めていきたいと思えます。なるべく統計的な数値をもって評価したいところですが、先ほどの生き物の調査の場合は、取組によって生物の多様性が増したことを調査をして評価できれば素晴らしいことですが、全国的に評価するとなると、まだまだ課題が多いので、いろいろなアドバイスをいただきながら進めていきたいと思えます。

○中嶋座長 よろしいでしょうか。

もし何かあればまた後ほどご発言いただくことにしまして、西郷委員お願いします。

○西郷委員 私は、感覚的に持っている話ですけれども、例えば大都市圏域の農業者は非常に所得が高いと聞いています。それから、観光地化しているところも成功しているという話がありますね。それから、今回の制度の中で大規模化していく中で成功していくという例もあるかと思えます。そういう意味では、立地と特性に応じたパターン分けみたいなのがあって、それで、成功

のイメージみたいなものが立地している場所によって違うはずですが、ですから、そういう意味では例えば立地分析、農業・農村のあり方のパターン分析みたいなものがあって、そのパターンの確認をして、成功している事例を参考に進めていくにはどうしたらいいかということが理解できることが必要かと思います。交付金は、それを後押しする形みたいな位置づけがあるかと思います。そのように整理されてくると、みんなやってみようかなというふうになってくるのではないかと思います。

その次に、事業をやっていく主体というのは多様な主体があるべきなので、多様な主体に対する支援というのが大切で、農業者が農業法人をつくることと、コミュニティー法人をつくること、その多様な事業主体のあり方みたいなものと、その事業主体に対する公的支援というものがプロセスの中で必要だというふうに整理されてくるとわかりやすいのではないかなということです。

以上です。

○中嶋座長 いかがでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 都市近郊、あるいは観光地化された農業地域での成功例、あるいは、そうではないところの成功例、パターン分けをしてということでご指摘いただきましてありがとうございました。

今回、事例に入れさせていただいている視点にも、少しそういう観点は入っていますが、きちんとパターン分けをまだできていないので、その辺は少しもう見直ししながら、パターン分けをした事例を盛り込んでいきたいと思います。

例えば、事例の資料4で14ページを見ていただきたいのですが、こちらに鹿児島県の佳例川地域農地・水環境保全管理協定という、霧島市の中にある限界集落で取り組んでいる事例を入れさせていただいております。こちらについては、限界集落だからこそ行政が何か支援をしなければいけないと、集落支援員を置いたり、大学とのコラボを入れ込んだりとか、本当にまさしく多様な体制をとって、地域が新しいことに取り組んでいるという事例です。やはり多面的機能支払というベースがあって、その上でいろいろな取組が展開されています。こういったものを、例えば限界集落パターンとか、整理をしていきたいと思います。

○西郷委員 立地と言ってもある種のマーケット調査ですね。ですから、マーケットとそこの主体なり、地域がどうあるかという関係が整理されてくるとパターンが整理されてくるので、ここで事例が生きてくるという関係だと思います。

○中嶋座長 このアンケートは、実際にはいつ実施されることになりますか。

○柵木多面的機能支払推進室長 今年、アンケートの仕組みをつくって、調査にかけ、次回の委

員会にある程度お示ししたいと思っております。アンケートはまず今年度実施しますが、多分それでまだ足りない可能性がありますので、その場合は平成28年度に追加的なアンケートをしたいと考えております。

○中嶋座長 今のご指摘は非常に重要だと思いますが、ある程度の仮説が必要ですよね。アンケートをとってから分析をして何かを見出していくというのはなかなか難しく、やはりアンケートの枠組み、それから調査項目、それぞれにある程度の仮説を入れ込んだ形で、それを検証するというのをしないと、後から分析というわけにもいかないと思うので、既にもういろいろなお考えもあるしお知恵もあると思いますが、ぜひアンケート実施前に入念にそこの吟味をしていただければと思いました。

それでは、河野委員お願いします。

○河野委員 交付金という形の税金をどう使って、効果と評価をどうするかということだと思っております、今回お示しいただきました評価の視点というのは、非常に仕組みとするとしっかりとつくられているなというふうに、形はしっかりしているというふうに受けとめました。

では、本当に地域で取り組んでいらっしゃる方々が、この評価の視点と書かれた1番から5番のことに對してどれだけ自覚を持って、例えばアンケートなり、それから実績報告書なりに書けるかという、どうなんだろうと思うところであります。そもそも、交付金の申請に関しても、事務手続が非常に煩雑であって、できればそこを簡略化することで取組が広がるという検討をしたところで、さまざまな視点からの評価方法というのは求めなければいけないと思うんですけれども、どうなのかと感じました。

例えば、この取組によって、農地の保全管理の1番のところに、遊休農地の発生防止と抑制と書いてありまして、これも非常に大きな目標だし、もしこれが本当に実現できれば、素晴らしい効果だと思いますが、果たしてここまでき着くんでしょうかというか、取組の結果としてこれに結びつくかもしれないけれども、このことを目標に置いて、やれているのかやれるのかというところは、どうなんだろうと思いました。

それから、もう一つは、先ほど鷺谷委員がおっしゃっていましたが、遊休農地の活用状況の中に、ソーラーパネルの設置というのがもし活用状況に入るとするならば、それが入るのは妥当でしょうかというのは疑問として私は持っています。もちろん、エネルギーをつくるという意味で言うと、小水力発電のようなものは、それほど地域に負荷をかけずにエネルギーの自給自足につながると思いますが、果たしてソーラーパネル、斜面に面しているところが一面これで覆われて、遊休農地を活用しましたと言われたときに、国民とすると、それはよかったですねって簡単に言

えるかどうかというのは、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいところだと思っています。

それから、最後に、評価の中で、私自身は取り組んでいる皆さん、現場で実際に農地と言いましようか、環境に対峙して、頑張っていこうと思われている関係者の皆さんが、自分たちの取組をどう考えるかという自己評価の、もちろん客観的な評価は重要ですし、それから定量的な評価も重要だと思うんですけども、自己評価というところ、目標は立てなければ自己評価もいろいろとリスクが多い評価方法だと思いますけれども、今年頑張ってみた、こんな成果が得られた、来年もこれを申請して自分たちの地域のために頑張っていこうという、そういう評価ができるような形にしていきたいなと思っています。特に大勢の参加者、関係者の方がこれに携わったときに、中心のリーダーの人たちだけの自己満足ではない、関係者の皆さんがたしかにこれをみんなですべてやってよかったよねと、そういったところがわかるようにしていきたいというのと、それから最後に、評価というのは結局国に上がってくると、数字ですとか、まとめられた文章になって、実態の現場のご苦労だとか、そういったものが薄められる形で評価書というのはまとまると思いますが、なるべく、このことが地域の方に共有されるように、できれば、今日の10ページの最後のところに国の、私たちの第三者委員会に上がってくる前に活動組織から一番近い行政である市町村に報告が上がり、それが都道府県に上がりというんでけれども、市町村ぐらいのところで、この取組を披露するというか、何らかのところで、より具体的な取組事例を広報したり、共有化するという、近くで共有化するという評価方法をとると、必ずしもこの交付金はどう使われているかというよりは、自分たちの地元では生きたお金になっているという共感が得られるのではないかと感じたところです。

○柵木多面的機能支払推進室長 ありがとうございます。

耕作放棄地につきましては、実際に活動の中で取り組むところにつきましては、きちんと数値を出して取り組んでいますので、それが全体の耕作放棄地の何割かというところ、相当、そんなに大きくはないですが、そういうことはやっております。

一方、今回のこの多面的機能支払の効果としては、防止している効果は非常に大きいと考えております。先ほどの限界集落の方々もお話しされておりましたが、この事業がなければもう耕作放棄地だらけだったというお話があるように、この事業を通じて、何とか営農できる、維持できる環境体制を整えているということで、そのことの評価をしっかりとしていきたいと思っております。

それから、ソーラーパネルの件ですが、基本的に、ソーラーパネルだけを設置する場合は農地法的には転用許可になりますよね。ですので、そういうことはまずないと我々は思っております。

ただ、先ほどお話ありましたけれども、ソーラーパネルを張りその下で営農することも1つの手法としてありますので、そういう場合がもしかしてあるかもしれませんので、その辺は次のアンケートで、アンケートですので抽出になりますけれども、確認していきたいと思います。

○横井農地資源課長 評価の仕方というところで、一つ重要なご示唆というか、自己評価というのを入れていくということについて、それを、どう本当の地元・地域にとっても役立つ形にしていけるかという観点で、例えば市町村段階での情報のフィードバックであったり、市町村の中の評価を通じた事例の広報みたいなものであったり、市町村の中でのそれを通じた深掘りみたいなものがあるような、評価をしていく仕組みの中にいろいろな工夫をすることによって、理解も広がるし、評価自体が現場にフィードバックされることにもなり得るんじゃないかというご指摘だったと思います。その辺については、どういうやり方で活動の普及・推進のあり方も含めてやっていったらいいのかまた検討を進めさせていただきたいので、貴重なご示唆をいただいたと思います。ありがとうございます。

○中嶋座長 それでは、西郷委員。

○西郷委員 ソーラーパネルの問題は、マーケットベースで設置されているというよりは、政策的に支援があるので設置されています。ですから、そういう政策支援がなければ、普通は消費地から遠ければ遠いほどマイナスになるはずなので、そうではなくて設置されているというのは、ある政策があって設置されているわけです。ですから、そういう意味では政策の整合性というのは必ずしもとれてないということの1つだと思います。大都市圏に近ければ近いほどいろいろなビジネスは成立するわけです。国の政策として、大都市圏に集中したものを地方都市圏にもっと分散と言いますか、していこうというときに、農村集落が住む場所として生活をするということ、生活文化を体験する生活圏域としても魅力がある、その魅力を強化していくことが大切で、政策全体がそういうふうになっていく必要があると思います。その中で、農水省さんが、こういう交付金などを通じて、誘導していくということをはっきり出していくというのは重要じゃないかなと思います。ソーラーパネルは一つの象徴です。農村地域がどう今後土地利用したらいいかということについて、自然と共生しながら生活する場所、生活文化を体験する場所という視点を政策で明確にしていくことも大切かと思います。

○中嶋座長 今の件についてはいかがでしょうか。

○横井農地資源課長 確かにソーラーパネルの関係は、再生エネルギーの活用とか、またそれに売電、固定価格制度とか、そういうような仕組みの整備によって今大きく広がりがある一方、農村景観とか、そういう捉えようによってはマイナスの効果、一方ではビジネスとしてはプラスの

効果もあるかと思えます。多面的機能支払の中で、遊休農地の活用の部分において、ソーラーパネルの部分というのが意味、問題提起というか、特に景観とかという観点なり、もしくはその部分の利用ということも含めた、もっと賢い利用の仕方があるんじゃないのかということも含めて、改めていただいた問題だと思っています。ただし、西郷委員もくしくもおっしゃっていただいたように、多面的機能支払とは別のある政策体系の中で進められ、また先ほども申し上げましたけれども、ソーラーパネルをやれば転用という形になって、それはある意味農地ではない、もしくは多面的機能支払交付金の支援対象ではないというようなものにもなり得る問題です。ただし、現に農村の現場にあって、ソーラーパネルというのをどう捉えていいのか、正直申し上げて今みたいなことを言ってしまうと、この交付金とは直接関係がないかのごとくにも見えますけれども、もしかしたらどこかで関連づいている部分がある、というところもあるかもしれません。そこはもう少しどのようなものの捉え方があるのか、多面的機能支払として受けとめる部分があるのかどうか、検討させていただきたいと思えます。

○中嶋座長 鷺谷委員。

○鷺谷委員 恐らく既に活動している場所には、そんなソーラーパネルが増えてないかなと思いつながりながら発言させていただいたんですが、かなり客観的なデータとしてどうなのかというのは見えてくるんじゃないかと思えます。エネルギーとしての活用、作物をつくらなくても水田の耕地とかはイネ科のかなり早く成長するものでおわれるので、それを刈り取ってエネルギー、システムができてないですから、今は夢物語のようなものですがけれども、栽培じゃない形で農地をエネルギー供給の場としても、しかもそれは生物多様性とか、景観とうまくマッチするような形でもデザインはできるんじゃないかと思ったので、まだ時期尚早ですがけれども、こういう活動があったけれども、農業として維持はできない半農地みたいな感じのカテゴリーで活用していくということもそのうちにはあるのかと感じております。

以上です。

○中嶋座長 ありがとうございます。

今のような懸念事項も含めて、実態がどうなっているのかということについての正確な把握というのがまず評価の第一歩だと思いますので、ある種の課題発見的な調査もしていただきたいと思いますが、一方で、先ほど申し上げたような仮説を持った調査もしないと、取りまとめは難しいと思います。仮説の部分については、モデルの把握というものもあるでしょうけれども、本来の交付金の持っている目的がちゃんと発揮されているのかというこのモデルそのものが有効なものなのかということの評価なんだと思います。そういったところ、ちょっと難しいアンケートなり、

実態の調査、情報の収集ということになるかと思えます。事務局にご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

ほかに委員の皆様から最後に何かございますか。この施策評価の進め方。

1点だけ、私のほうから、先ほども、例えば農業者のみによる農地維持支払の制度がどのぐらい有効なのかということについてのご関心もありました。そういう意味で、制度を大きく変えたということについての評価がぜひともどこかに入れていただきたいと思います。もちろん、既にここに示されている評価の視点や調査方法の中にそれをすくい上げるものがあるのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、これは交付金がうまく機能しているかどうかというところを中心に書いてあるようだと思います。この制度の変更に関しての評価というのもどこかで触れていただければよろしいのではないかなというのが感じたところでございます。

それでは、議題の2はこのぐらいにしたいと思えますがよろしゅうございますか。

先ほど申し上げたように、委員の皆さんから大変たくさんのご意見をいただきましたので、今後の交付金の評価の進め方を踏まえたご検討をいただければと思います。

それでは、議題の3、その他は、当初の予定では資料4のご説明と伺ってございましたけれども、一応先ほど触れていただいたのでよろしいでしょうか。

それ以外に事務局のほうから何かございますか。

よろしいでしょうか。

○柵木多面的機能支払推進室長 それでは、ありがとうございました。

事務局のほうから、閉会の後に次回の予定をご説明させていただきます。

○中嶋座長 わかりました。

議題3のその他についてはこれ以上特にないということでもございましたので、最後に委員の皆様から何か全体を通しご意見、ご発言があれば承りたいと思えますがよろしいでしょうか。

○中嶋座長 ありがとうございます。

予定よりも5分過ぎてしまいました。進行がうまくいなくて申しわけございません。

これで議事は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○柵木多面的機能支払推進室長 本日は、多くの貴重なご意見賜りまことにありがとうございます。

次回の第4回目の委員会は来年3月に実施させていただくことを予定しております。詳細な案内は追ってご連絡させていただきたいと思えます。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

これもちまして第3回多面的機能支払交付金第三者委員会を閉会させていただきます。
どうもありがとうございました。お疲れさまでした。